菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

制定　令和３年５月７日告示第127号

改正　令和４年３月31日告示第61号

令和５年３月29日告示第49号

令和６年４月12日告示第108号

令和７年４月16日告示第136号

（趣旨）

第１条　市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、菊川市結婚新生活支援事業費補助金（以下「結婚新生活補助金」という｡)を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という｡)及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年２月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、次の要件をいずれも満たすものとする。

ア　新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る令和６年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第30号イに規定する合計所得金額を合算した額｡)から同年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ｡)の額を控除した額が500万円未満であること。

イ　婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

ウ　補助金の交付申請時に夫婦がともに当該申請に係る住宅に住所を有していること。

エ　過去に結婚新生活補助金の交付を受けている世帯でないこと｡（他の地方自治体における同様の補助事業を含む｡)

オ　他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。

カ　当該婚姻届の提出の日前１年以内に当該婚姻届記載の夫婦と同一夫婦において離婚をしていないこと。

(2) 継続補助世帯　令和６年１月１日から令和７年２月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、次の要件をいずれも満たすものとする。

ア　令和６年度に結婚新生活補助金の交付を受けた夫婦であって、当該交付確定額が当該交付に係る補助金の額の限度に達しなかったものであること。

イ　補助金の交付申請時に夫婦がともに当該申請に係る住宅に住所を有していること。

ウ　他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という｡)は、補助対象者及び経費の区分に応じて別表に定める経費のうち、令和７年４月１日から令和８年２月27日までの間に支出した経費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表により経費の区分ごとに算出した補助対象経費の額を合計した額とする。

２　前項の補助金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 新婚世帯（婚姻日における夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下）　１世帯当たり60万円

(2) 新婚世帯（婚姻日における夫婦いずれかの年齢の高い方が30歳以上39歳以下）　１世帯当たり30万円

(3) 継続補助世帯　令和６年度の結婚新生活補助金の交付決定における補助上限額から令和６年度の結婚新生活補助金の交付確定額を差し引いて得た額

３　第１項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続補助世帯が申請をする場合は、令和６年度の結婚新生活補助金の交付申請時に添付した書類にその後の状況に変化がないときは、当該書類の提出を省略できるものとする。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（新婚世帯が申請する場合に限る｡)

(2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）

(3) 夫及び妻の令和７年度の所得（課税）証明書（新婚世帯が申請する場合に限る｡)

(4) 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を取得した場合に限る｡)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る｡)

(6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る｡)

(7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第２号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る｡)

(8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（新婚世帯が申請する場合であって、貸与型奨学金を返済しているときに限る｡)

(9) 引越に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る｡)

(10) リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る｡)

(11) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請及び実績報告は、令和８年２月27日までに行わなければならない。

（交付の決定及び確定）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定及び確定し、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第３号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等の取消しの通知）

第８条　市長は、規則第14条第１項の規定により、補助金の交付の決定等を取り消した場合は、その旨を菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定等取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第９条　市長は、規則第15条第１項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金返還請求書（様式第６号）により当該補助金の返還請求をするものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公示の日から施行し、令和３年度分の補助金に適用する。

附　則（令和４年３月31日告示第61号）

（施行期日）

　この告示は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金に適用する。

附　則（令和５年３月29日告示第49号）

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月12日告示第108号）

　この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和７年４月16日告示第136号）

　この告示は、令和７年４月17日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 経費の区分 | 補助対象経費 |
| 新婚世帯 | 住宅取得費用 | 婚姻に伴う菊川市内の住宅の取得に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 婚姻日前１年から令和８年２月27日までの間に取得した住宅に係る費用であること。(2) 建物の購入費であること。 |
| リフォーム費用 | 婚姻に伴う菊川市内の住宅のリフォームに係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 婚姻日前１年から令和８年２月27日までの間にリフォームした住宅に係る費用であること。(2) 婚姻に伴う菊川市内の住宅の機能の維持又は向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコ |
|  |  | ン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く｡）であること。 |
|  | 住宅賃借費用 | 婚姻に伴う菊川市内の住宅の賃借に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 令和７年４月１日から令和８年２月28日までの期間の賃借に係る費用であること。ただし、婚姻前の賃貸借については、婚姻日前１年以内に賃貸借契約したものに限る。(2) 賃料（勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した費用をいう。以下同じ｡)、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、賃料及び共益費については同居開始日以降に生じた費用に限る。 |
| 引越費用 | 令和７年４月１日から令和８年２月27日までの間に、婚姻に伴って市内での転居又は市外からの転入をする際に要した費用のうち、同期間内に引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。 |
| 継続補助世帯 | 住宅取得費用 | 婚姻に伴う菊川市内の住宅の取得に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 婚姻日前１年から令和８年２月27日までの間に取得した住宅に係る費用であること。(2) 建物の購入費であること。 |
|  | リフォーム費用 | 婚姻に伴う菊川市内の住宅のリフォームに係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 婚姻日前１年から令和８年２月27日までの間にリフォームした住宅に係る費用であること。(2) 婚姻に伴う菊川市内の住宅の機能の維持又は向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く｡)であること。 |
|  | 住宅賃借費用 | 菊川市内の住宅の賃借に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。(1) 令和７年４月１日から令和８年２月28日までの期間の賃借に係る費用であること。(2) 賃料（勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した費用をいう。以下同じ｡)、敷金、礼金、共益費及び仲介手 |
|  |  | 数料であること。 |
|  | 引越費用 | 令和７年４月１日から令和８年２月27日までの間に、市内での転居をする際に要した費用であること。 |

様式第１号（第５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

菊川市長　氏　　　　　名　宛

郵便番号

住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者　氏　　　　　名

（夫又は妻のいずれか）

電話番号

菊川市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 婚姻届提出日 | 　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 費用内訳 | 住宅取得費用 | 住宅引渡年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 領収書記載額 | 円 |
| リフォーム費用 | リフォーム工事完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 領収書記載額 | 円 |
| 住宅賃借費用 | 同居開始日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 家賃 | （家賃　月額 　　 　円－住宅手当　月額 　 円）×支払済家賃　　　　　　箇月 （　　年　　月～　　年　　月）＝　　　　　　　　　　　　円 |
| 敷　　　金 | 円 |
| 礼　　　金 | 円 |
| 共益費 | 月額　 　　　円×支払済　　箇月（　　年　　月～　　年　　月）＝　　　　　　　　　　　　円 |
| 仲介手数料 | 円 |
| 小計  | 円 |
| 引越費用 | 引越年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 領収書記載額 | 円 |
| 対象経費合計 | 円 |
| 前年度交付確定額 | 円 |
| 補助申請額 | 円 |

(注)

１　補助申請額欄には、対象経費合計の額から前年度交付確定額を差し引いて得た額又は30万円（60万円）のいずれか低い額を記入してください。

２　補助申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。

１　確認（該当する項目の□にチェックを入れてください｡)

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | □　（新婚世帯のみ）過去に結婚新生活補助金の交付を受けた世帯ではありません｡（他の地方自治体における同様の補助事業を含む｡)□　（新婚世帯のみ）この婚姻は同一配偶者と離婚してから１年以内にした再婚ではありません。□　他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていません。□　個人情報について、要件等の確認のため、他の市区町村や関係課に提供し、又は確認することに同意します。□　（継続補助世帯のみ）添付を省略した書類に変更はありません。　署名　　　　　　　　　　 |
| 配偶者 | □　（新婚世帯のみ）過去に結婚新生活補助金の交付を受けた世帯ではありません｡（他の地方自治体における同様の補助事業を含む｡)□　他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていません。□　個人情報について、要件等の確認のため、他の市区町村や関係課に提供し、又は確認することに同意します。署名　　　　　　　　　　 |

２　添付書類

□　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（新婚世帯が申請する場合に限る｡)

□ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）

□　夫及び妻の令和７年度の所得（課税）証明書（新婚世帯が申請する場合に限る｡)

□ 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を取得した場合に限る｡)

□ 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る｡)

□　賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る｡)

□　夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第２号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る｡)

□　貸与型奨学金の返済額が分かる書類(新婚世帯が申請する場合であって、貸与型奨学金を返済しているときに限る｡)

□　引越に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る｡)

□　リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し

（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る｡)

□　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

住宅手当支給証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　月　日

菊川市長　氏　　　　　名　宛

郵便番号

住　　所

給与等の支払者　氏　　名

電話番号

　下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

１　対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

２　住宅手当支給状況

(1) 支給している。　　　　　　　　　　　(2) 支給していない。

　　　　　　　　　　　　年　　　月現在

　　　　　住宅手当　　　月額　　　　　　　　　　円

　（注）

１　住宅手当とは、従業員の住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。

２　住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。

３　住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第３号（第６条・第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第　　　号

年　月　日

　氏　　　　　名　様

菊川市長　氏　　　　　名

　　　年　月　日付けで申請のあった菊川市結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり決定し、及び確定します。

　 交付決定額及び交付確定額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第４号（第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　求　書

金　　　　　　　　　円

ただし、　　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けた菊川市結婚新生活支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　菊川市長　氏　　　　　名　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者　氏　　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行・金庫組合・農協 | 店　名 |  | 本店・支店本所・支所 |
| 口座の種類 | 普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

※口座名義については必ず請求者氏名と同一のものとすること。

様式第５号（第８条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定等取消通知書

第　　　号

年　月　日

氏　　　　　名　様

菊川市長　氏　　　　　名

　　　　年　月　日付け　第　号による菊川市結婚新生活支援事業費補助金の交付の決定等の全部（一部）を次のとおり取り消します。

　１　交付決定等の取消額

　　(1) 交付決定等の額　　　　　　　　　円

　　(2) 今 回 取 消 額　　　　　　　　　円

(3) 更 正 決 定 額　　　　　　　　　円

　２　取消しをする理由

　３　取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第６号（第９条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金返還請求書

第　　　号

年　月　日

氏　　　　　名　様

菊川市長　氏　　　　　名

　　　　年　月　日付け　第　号により交付の決定等をした菊川市結婚新生活支援事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定等を別途　　年　月　日付け　第　号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

　１　返還を請求する補助金の額

　　(1) 更正決定額　　　　　　　　円

　　(2) 交付済額　　　　　　　　　円

(3) 返還請求額　　　　　　　　円

　２　返還納付すべき期限　　　　年　月　日